

報告第10号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月8日

提出者 足立区長 近藤 弥生

## 専決処分書

学校給食用牛乳の費用負担に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月17日

足立区長 近 藤 弥 生

## 学校給食用牛乳の費用負担に関する和解について

足立区は、提供を中止した学校給食用牛乳の費用について、下記により和解する。

### 記

- 1 相手方  
千葉県野田市上三ヶ尾字平井256-1  
雪印メグミルク株式会社 野田工場  
工場長 渡辺 玲児
- 2 和解の要旨  
別紙、和解合意書のとおり

以 上

## 学校給食用牛乳の費用負担に関する和解合意書

足立区（以下「甲」という。）及び雪印メグミルク株式会社（以下「乙」という。）は、以下の1にて記載する事案（以下「本事案」という。）により生じた費用の負担に関し、次のとおり合意したので、和解合意書を作成する（以下「本合意」という。）。

### 1 本事案の内容

足立区立中川北小学校（以下「発生校」という。）において、同校に令和4年2月4日（以下「発生日」という。）に納品された学校給食用の牛乳（以下「本件牛乳」という。）を検品した際、牛乳パック内に異物（3cm程度のビニール状の破片）が確認された。発生日に足立区立小・中学校に納品された牛乳はすべて本件牛乳と同じ乙の工場（以下「本件工場」という。）にて製造されていたことから、甲は、足立区立小・中学校の児童・生徒の健康上の安全を考え、発生校を含め、足立区立小・中学校全校において、発生日に飲用する予定であった分の牛乳提供を中止した。また、本件牛乳への異物混入の原因が明らかでなかったことから、令和4年2月7日の飲用分として、発生日に足立区立小・中学校73校へ納品された牛乳についてもその提供を中止した。

その後、原因等を甲及び乙で調査した際、甲は、本件工場における牛乳製造工程の仕組みから、本件工場における牛乳の製造工程にて異物が混入する可能性は極めて低いことを確認したため、令和4年2月9日から足立区立小・中学校全校において、乙の製造する牛乳提供を再開することとした。

乙は、その後も本件工場での出荷、運搬、牛乳パックの製造工程等における混入の可能性を調査し、甲においても、発生校の給食室の状況について足立保健所が調査するも、いずれの工程において異物が混入したかの原因特定には至らず、原因は不明であった。

以上のとおり、本事案によって令和4年2月4日及び7日の2日間にわたり、足立区立小・中学校全校にて、乙が製造する牛乳の提供が中止されたことに伴い、提供を中止した牛乳の費用並びにこれらの回収及び処分費用（以下「本事案にかかる費用」という。）が発生した。

## 2 和解の内容

- (1) 前記1に記載の経過を踏まえ、甲及び乙は、本事案にかかる費用4,819,716円について、それぞれ次のとおり、負担する。
- ア 甲は、牛乳代金相当額の3,504,392円（以下「甲負担分」という。）を負担する。
- イ 乙は、本事案にかかる費用から甲負担分を除いた額である、回収・廃棄費用相当額1,315,324円を負担する。
- (2) 甲は、甲負担分について、牛乳代金の請求事務を担当する東京都学校給食会に対し支払うものとする。その際、甲と東京都学校給食会において、覚書を別途取り交わすこととする。なお、甲負担分の支払いに要する振込手数料は甲が負担するものとする。
- (3) 甲及び乙は、本事案に関し、この合意書に定めるもののほか、甲及び乙の間には何らの債権債務がないことを相互に確認し、甲及び乙は、今後名目の如何を問わず、本事案に関しては互いに何らの請求をしない。

本合意成立の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各々その1通を保有する。

令和4年5月19日

(住所) 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

(甲)

(氏名) 足立区長 近藤 弥生 印

(住所) 千葉県野田市上三ヶ尾字平井256-1

(乙)

(氏名) 雪印メグミルク株式会社 野田工場  
工場長 渡辺 玲児 印